

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法  
及び下請法との適用関係等の考え方（案）について（概要）

令和 6 年 4 月 1 2 日  
公 正 取 引 委 員 会

**1 策定の趣旨**

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 2 5 号。以下「本法」という。）の特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法運用の透明性を確保することを目的として策定する。

**2 内容**

本法と私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号）との適用関係等を示すもの。

※ 具体的な内容は別添のとおり。

**3 適用日**

適用日：本法の施行の日（令和 6 年 1 1 月 1 日）（予定）

## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と 独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方（案）

令和6年●月●日  
公正取引委員会

### 1 本考え方の趣旨

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「本法」という。）は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである（令和6年●月●日施行）。

公正取引委員会は、厚生労働省と連名で、本法の解釈の明確化を図るため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年●月●日）を策定しているところであるが、本法の特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法運用の透明性を確保するため、本法と私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）との適用関係等を本考え方で示すこととした。

### 2 本法と独占禁止法との関係

本法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として本法を優先して適用し、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為と同一の行為について、重ねて独占禁止法第20条の規定（排除措置命令）及び同法第20条の6の規定（課徴金納付命令）を適用することはない。

### 3 本法と下請法との関係

本法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として本法を優先して適用し、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為について、重ねて下請法第7条に基づき勧告することはない。ただし、本法と下請法のいずれにも違反する行為を行っている事業者が下請法のみ違反する行為も行っている場合において、当該事業者のこれらの行為の全体について下請法を適用するこ

とが適当であると公正取引委員会が考えるときには、本法と下請法のいずれにも違反する行為についても下請法第7条に基づき勧告することがある。

#### 4 本法違反行為を自発的に申し出た業務委託事業者の取扱いについて

公正取引委員会は、業務委託事業者(特定業務委託事業者を含む。以下同じ。)が本法に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対して、本法第8条の規定に基づき、特定受託事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を採るべきことなどを勧告することができる。

公正取引委員会は、業務委託事業者の自発的な改善措置が、特定受託事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、本法第8条に基づく勧告の対象となる違反行為に関する自発的な申出が業務委託事業者からなされ、かつ、当該業務委託事業者について、以下のような事由が認められた場合には、業務委託事業者の法令遵守を促す観点から当該違反行為について勧告するまでの必要はないものとする。

- (1) 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- (2) 当該違反行為を既に取りやめている。
- (3) 当該違反行為によって特定受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている。
- (4) 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講ずることとしている。
- (5) 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

以上